

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

8. 会議の経過

令和8年2月17日（火）午後0時59分開議

○委員長（甲斐俊光君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

お手元の次第に従い進めさせていただきます。

1の（1）、令和8年第1回定例会提出予定議案について説明をお願いいたします。

○市長（星野順一郎君） 貴重なお時間ありがとうございます。

令和8年第1回市議会定例会の提出議案について本日配付させていただいております。

なお、先日の市政懇談会でも触れさせていただきましたけども湖北台中学校の第2校舎ほか屋上防水、外壁等の改修工事につきましては、低入札価格調査の対象となっているために、現在調査をしているところでございます。

そのため、本日配付の提出予定議案には含まれておりません。

明日2月18日に開催します、低入札価格調査会で承認された場合には、20日の定例教育委員会にて可決をいただいた後、2月24日の開会日に、議案の上程をさせていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

提出予定議案等について何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後1時00分休憩

午後1時00分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

（2）の会期日程（案）等について事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、（2）の会期日程（案）等についてご説明いたします。資料の1、令和8年第1回定例会会期日程（案）をご覧ください。

第1回定例会の会期は2月24日（火）から3月18日（水）までの23日間を予定しております。初日の2月24日（火）は午後1時開会となります。開会后、日程に入る前に、議長の報告として、12月定例会で任命同意されました、教育委員会委員1名、新山訓代さんをご紹介いたします。

日程に入りまして、会期の件、会議録署名議員の指名、今定例会は、海津にいな議員、岩井康議

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

員にお願いいたします。

次に議案を上程し、議案第1号から議案第33号を議題とし、市長から施政方針演説、教育長から、教育行政施策、水道局長から水道事業経営方針の後、引き続き市長から提案理由の説明を行います。

次に2月25日（水）から3月2日（月）までは、議案自宅審査のため休会となります。3月3日（火）から3月5日（木）の3日間で、市政に対する一般質問を行います。

今定例会は、代表質問と個人質問になります。代表質問の発言順は、清風会、公明党で、次のあびこ未来、我孫子政策倶楽部は所属議員が同数の3名でございますが、昨年12月に我孫子政策倶楽部が3名となりましたので、それから初めての代表質問となるために、発言通告書提出時にくじ引きによって順序を決定いたします。その後、市民フォーラム、日本共産党という順番になります。

清風会の第2代表の質問を行う場合は、日本共産党の次となります。

一般質問の3日目に議案大綱質疑を行い、議案等を所管の委員会に付託いたします。開会時間は、3日間とも午前10時を予定しております。

その後、3月6日（金）から3月17日（火）までは、委員会開催等のため休会となります。

最終日3月18日（水）は午後2時開会となります。本会議の日程は以上のとおりです。

次に発言通告等の提出期限ですが、一般質問の発言通告期限は質問詳細も含めまして、招集日2月24日（火）の午後4時までとなります。

また、議案大綱質疑の通告期限は、一般質問の初日、3月3日（火）の午後5時まで、討論の通告は、最終日3月18日（水）の正午までとなりますのでよろしくお願いいたします。

次に委員会の日程ですが、各委員会の日程は記載のとおりでございます。

議案第19号、令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第9号）及び議案第25号、令和8年度我孫子市一般会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し審査いたします。

なお、予算審査特別委員会の開会時間ですが、今年1月に配付いたしました年間会期日程でもお示ししてありますように3月17日（火）は、小学校の卒業式の関係から午後1時の開会となっておりますので、お間違えのないようにお願いいたします。

3月13日（金）と翌週16日（月）は両日とも午前中10時開会を予定しております。

予算審査特別委員会委員の選任につきましては、一般質問の初日、3月3日（火）の午後5時までに事務局までご報告をお願いいたします。

なお、一般質問の3日目、3月5日（木）の本会議終了後、議長応接室において、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選及び審査日程等の協議を行いますので委員になられる方はよろしくをお願いいたします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

予算審査の資料請求でございますが、一般質問初日、3月3日の午後5時までに事務局に提出していただいたものにつきましては、3月11日にお渡しできる予定で考えております。

請求が遅れますとお渡しする日も遅れますので、できるだけ早めにご請求いただけますよう、よろしく願いいたします。

また予算審査以外の資料請求につきましては、先例・申し合わせにより10日間以上の余裕をもって、議会事務局を通じ、議長に申し出ることとなっておりますので合わせてよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

初めに、会期日程及び初日の議事日程につきましては説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご異議ないようですので、お手元に配付の会期日程（案）のとおり決定いたします。

次に、議案第19号、令和7年度一般会計補正予算（第9号）及び議案第25号、令和8年度一般会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご異議ないようですのでそのように決定いたします。

なお、委員の選出につきましては3月3日、一般質問の初日午後5時までに事務局に報告をお願いいたします。

次に予算審査特別委員会の開会時間は説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に2の令和7年度議会費補正予算（案）について事務局より説明願います。

○事務局次長（工藤文君） 令和7年度議会費の3月補正予算についてご説明いたします。資料2をご覧ください。今回の補正は、歳出予算額を94万3,000円減額し、2億3,993万7,000円にしようとするものです。

一つ目の手数料につきましては、議会だよりの折り込み手数料で5月1日号、8月1日号、11月1日号について広報あびこのページ数との兼ね合いで手数料が発生しなかったことから、6万3,000円を減額します。二つ目、筆耕翻訳料は当初見込みよりも会議時間が短かったことから、88万円を減額します。

説明は以上になります。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

議会費補正予算（案）について何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

次に3の令和8年度議会費予算（案）について事務局より説明願います。

○事務局次長（工藤文君） 令和8年度議会費の歳出予算（案）についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。令和8年度議会費予算（案）につきましては、昨年11月25日に開催されました、議会運営委員会でご説明をいたしました。その後、変更になったものについてご説明いたします。4ページをご覧ください。変更点は1か所で、議会日より作成印刷委託料になります。

前のご説明までは一部あたりの単価を提案上限金額である13,700円として、合計217万6,108円予算額としては217万7,000円を計上していましたが、プロポーザルにより金額が確定し、単価が9,000円となりましたので、合計142万9,560円。予算としては143万円となります。

説明は以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

議会費予算（案）について何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

次に4の情報セキュリティ対策基本方針（案）について事務局より説明願います。

○事務局次長（工藤文君） 情報セキュリティ対策基本方針（案）についてご説明いたします。

内容の説明の前に、1月26日の議会運営委員会のご質問のあった全国市議会議長会が行った方針の策定状況に関する調査結果につきまして、送付がありましたので、タブレットで閲覧できるように格納してあります。

こちらの方はホームから資料グループの四つ目に情報セキュリティ対策基本方針という箱を作りまして、その中の通知等の中に入っておりますので、後ほど必要に応じてご確認いただければと思います。そしてですね資料5については、1月26日に説明させていただいた議会独自のタブレットやWi-Fi、ペーパーレス会議システムなどに関わる方針であり、本日修正等のご意見を確認してご承認いただくものとお話をしてきたものになります。

こちらについてご協議いただく前に、策定に関しまして追加が生じたので、これについてご説明いたします。

資料4をご覧ください。こちらは我孫子市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基本方針です。現在、軽微な一部改正が行われようとしているところになります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これまでデジタル戦略課と協議をした結果、地方自治法の改正によって市議会で定めるものということについては、議会事務局職員や執行部側で設定しているネットワーク、パソコン、例えば控え室のパソコンなどですが、これらは既に策定されている執行部側のこの基本方針に含まれているということから、議会独自の分について資料5になりますけれども定めるということで進めてまいりました。しかし、10日ほど前に、全国市議会議長会から、策定に当たっての注意事項について新たなお知らせがあり、たとえ執行部側のものであっても、議会に存在するものについては、市議会でも同様に定める必要があるとの見解が示されました。

また、その内容は同一職員について異なるルールが適用とにならないように同一内容を定めなければならぬと解されるということでした。

そこで、デジタル戦略課と協議した結果、施行4月1日まであまり日にちもない中で示された要件を満たすには、現存する市の基本方針を、市と市議会の共同策定という形にすることが最もよいのではとの結論に至りました。ちょうど現存の基本方針もガイドラインの改定に合わせて改正を行うタイミングで、この改正にあわせて、市議会との共同策定とするという案になります。こちらの基本方針は、元々執行部側で設定しているネットワークや事務局職員も含む職員等を対象にしている方針ですので、言い換えれば現状追認の内容ということにもなるかと思えます。内容は1ページ目から目的、定義、対象とする脅威、適用範囲という形で記載が続いておりまして、基本的には議会の単独、独自分として、前回ご説明した内容と類似したものになっております。元々市のものをもとに作成したので、同様の内容という形になっています。

なお、先ほどの全国市議会議長会による調査結果では、市との共同作成としている市議会は全体の約45%と最も多く、市議会独自が23%、未定・その他が31%という形になっています。こちらについて共同策定することについてご協議いただきたいと思えます。

次に資料5をご覧ください。こちらはこれまでの説明のとおり共同策定の方針に含まれない議会独自のネットワーク等を対象とするものです。

1月26日にご説明したのものから1か所だけ変更を加えております。1ページ目の目的の末尾の部分になりますが、元々は市が定めた情報セキュリティ対策基本方針に準拠としていたところを、市と市議会による共同策定の情報セキュリティ対策基本方針に準拠と修正をしています。

なお、これまでに皆様から修正のご意見はいただいております。

ご協議いただいた上で承認されましたら、議長決裁により決定としたいと考えております。共同策定分についてはご協議の上ご承認いただけましたら、議長決裁また市の方でも共同策定という内容で、市長決裁を同時に行う形で決定となり、ホームページで公表することとなります。

また、方針のさらに下に位置づけされる細かな対策基準については議長決裁にて共同策定としたいと考えております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

説明は以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

何かご意見はありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご異議ないようですのでそのように決定いたします。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 6 分休憩

午後 1 時 1 9 分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

次に 5 の会派規定の一部改正について事務局より説明願います。

○事務局長（工藤文君） 我孫子市議会会派規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。資料 6 をご覧ください。ご承知のとおり、デジタル化政策の一環としてかねてより推進されている押印の見直しにより、会派規定の様式第 1 号から第 5 号までの印を削るものです。

様式は、会派結成届、会派名称変更届、会派代表者変更届、会派所属議員の入会・脱会・除名届、会派解散届の 5 様式で、いずれも会派の代表者が提出するものであり、議会内部における手続きで文書内容の真正性は担保されているものと考えられることから、改正するものです。

本日ご協議いただき、議会運営委員会での承認が得られましたら、議長の決裁をもって、速やかに公示、施行したいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

何かご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご意見ないようですのでそのように決定いたします。

次に 6 の政務活動費の交付に関する条例施行規則及び運用手引きの一部改正について事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは 6 の政務活動費の交付に関する条例施行規則及び運用手引きの一部改正についてご説明いたします。

まず、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料 7 をご覧ください。こちらの規則につきましても、会派規定と同様、押印の見直しの観点から、様式第 1 号及び第 2 号の印を削るものでございます。様式は、政務活動費交付申

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

請書兼請求書及び収支報告書で、先の説明と同様、真正性は担保できていることから、改正するものです。

本日ご協議いただき議会運営委員会での承認が得られましたら、議長の決裁後、こちらは市長が交付するものとなるため、執行部へ提出し、その後、公布と同時に施行したいと考えております。次に運用手引きの一部改正についてご説明いたします。

資料8-1をご覧ください。主に三つの観点からの改正となります。

一つ目は、前回の改正時の適用時期についての記載であり、今回は削るものです。1ページ目の最上段となります。二つ目は具体的な使途基準の事務費について、これまでも運用上はこのように取り扱ってきたものですが、明文化するものとなります。1ページ目の中段から後段、次のページの上段のゴシック体の部分でタブレット端末などの表記を加えているものです。4ページは、表にタブレット端末を加えたものとなります。

三つ目はさきの説明と同様に押印見直しによるもので、様式から印を削るものです。4ページの最下段となります。改正する様式は、出張届、出張報告書、研修等報告書、支払証明書の4様式となります。

本日ご協議いただき、議会運営委員会での承認が得られましたら、議長の決裁をもって施行したいと考えております。

なお、改正内容を溶け込ませた手引き全体が資料8-2となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上となります。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

何かご意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご異議ないようですのでそのように決定いたします。

次に7の令和7年度政務活動費収支報告書の提出及び令和8年度政務活動費交付申請書兼請求書の提出について、事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは7の令和7年度政務活動費収支報告書の提出及び令和8年度政務活動費交付申請書兼請求書の提出についてご説明いたします。

資料の9をご覧ください。

令和7年度政務活動費収支報告書及び令和8年度政務活動費交付申請書兼請求書の提出でございますが、関係書類を作成の上、3月19日（木）までに提出くださるようお願いいたします。消耗品費、パソコン周辺機器、タブレット端末関連用品、インターネット接続料等に関しましては按分が必要となりますのでご注意ください。収支報告書の日付は令和8年3月31日をお願いいたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。支出品目は使途基準に適合していることをご確認ください。

また、領収書は支出明細書ごとに政務活動費領収書等貼付用紙に重ならないように貼付してください。支出明細書に記載の新聞図書等については、正確な名称の記載をお願いいたします。領収書についてもホームページで公開しておりますので、提出書類等については十分ご確認くださいようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、資料の別紙及び政務活動費の運用手引きをご確認の上、ご提出いただけますよう合わせてお願いいたします。

次に令和8年度の政務活動費交付申請書兼請求書ですが、口座に変更のある方は、口座番号を訂正してご提出ください。8年度分は4月17日（金）に指定の口座に振り込む予定となっております。

各議員への依頼文書等は全員が閲覧できるようにタブレットに格納するとともに、令和7年度分を請求いただいている議員につきましては、2月24日の開会日に議場に配付いたします。

説明は以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

何かご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ご意見ないようですので、政務活動費については収支報告書に貼付する領収書の宛名や金額、品名などの記載を十分に確認の上、3月19日（木）までに事務局へ提出するようお願いいたします。

次に、8の令和8年度の閉会中の継続調査（行政視察）について事務局より説明願います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは8の令和8年度、閉会中の継続調査（行政視察）についてご説明いたします。

1月26日開催の議会運営委員会におきましてお伝えいたしましたけれども、毎年5月に実施されている常任委員会の行政視察について、第1回定例会において閉会中の継続調査について、議決を要するため、各常任委員会の意向を確認したいと思いますので、各委員よりご発言いただき、再確認していただきたいと思っております。

以上となります。

○委員長（甲斐俊光君） 以上で説明は終わりました。

何かご意見ございますか。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） 暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後1時29分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

行政視察につきましては総務企画常任委員会が3月に議決をいたしまして5月に視察に行く。教育福祉常任委員会及び環境都市常任委員会につきましては視察するような議題が見つかった段階で視察を検討するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） そのように決定いたします。

次に、9のその他で何かございますか。

○事務局長（佐野哲也君） それでは、9のその他につきまして、事務局から5点ございます。

まず1点目ですが、政務活動費の運用手引きの解釈につきまして、資料10をご覧いただきたいと思います。政務活動費の対象とするものの基準の内容について、議員からですね、ご質問がありましたので。広報費についてでございます。

議会報告など、市民へ配布するチラシへの掲載事項などについての基準で、9行目の「経歴は議会における現役職以外は認めない」とされておりまして、議会での現在の役職のみとなっております。これまではその他の経歴が記載されていたものは見られなかったのですが、この度出身地ですとか、学歴はあっても問題ないのではないかと。

また、議会に関連することで、いつ当選した、また最年少で〇〇〇、現在何期目などは許容されるものではないのかというご質問がありまして、ぜひ議会運営委員会で確認していただきたいということでしたこの点につきまして共通認識を図りたいと思いますので、まずご協議をお願いしたいと思います。

○委員長（甲斐俊光君） 今の点について何かご意見ございますか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時42分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

ただいまの意見につきましては、各自会派に持ち帰り、次の議会運営委員会までに意見をまとめてきてください。

よろしく願いいたします。

○事務局長（佐野哲也君） それでは2番目になります。議会運営引継ぎ事項につきまして、資料11をご覧ください。1月26日の議会運営委員会が出された意見などについて概略を一覧表にま

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

とめております。

内容をご確認いただくとともに、この後、今後の進め方、時期などについてご協議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（甲斐俊光君） ただいまの点につきまして何かご意見ございますか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 3 分休憩

午後 1 時 5 0 分開議

○委員長（甲斐俊光君） 再開いたします。

議会運営引継ぎ事項につきましては、次回の議会運営委員会で、次の検討会もしくは会議の。開始時期について話し合うということに決定いたしました。

○事務局長（佐野哲也君） それでは 3 点目のですね、能登半島地震で犠牲となられた方々のための黙祷についてでございます。

能登半島地震から 2 年余りが経過しました。昨年 3 月議会開会日の冒頭では、一昨年に引き続き黙祷を行っております。今回の実施につきまして、ご協議いただきたいと思います。

なお、第 4 ブロックの 7 市議会においては、地震が起きた令和 6 年の 3 月議会で黙祷を行った市議会は 3 市議会、令和 7 年においてはいずれの市議会も行っていない状況でございます。

ご協議をお願いいたします。

○委員長（甲斐俊光君） ただいまの点につきまして何かございますか。

他市がもう能登半島地震の黙祷を行ってないようですので、本市におきましても今年を取りやめるといふことで、そのように決定したいと思います。

○事務局長（佐野哲也君） それでは 4 点目といたしまして、議員登庁表示器の点灯の徹底についてでございます。

議員登庁表示器の点灯の徹底につきましては、前任期の議会運営委員会でも申し上げましたけれども、先例・申し合わせ事項の第 1 章第 1 節総則に「議員の応招通知は、議員登庁表示器を自ら点灯したことにより、通告したものとみなす。」となっております。

依然としてですねちょっとこのルールを守られていない議員の方がおりますので、事務局職員がですね、議員の登庁について確認をし、押している状況になっております。

特に本会議が開催される日には、ルールを遵守していただきたいと思いますのでお願いいたします。できれば、お手数ですが帰宅時も押していただければと思います。

お願いします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

5点目になりますけども、執行部との懇親会についてでございます。

例年行われております執行部との懇親会についてですが、今年度は5名の部長職が役職定年となる予定となっております。

開催日時は、議会最終日の3月18日（水）17時45分から会場ははな膳我孫子駅北口駅前店になります。会費は8,000円となりますのでよろしくお願いいたします。

出席者につきましては会派で取りまとめの上、一般質問初日、3月3日までに事務局までにご報告いただければと思います。この17時45分開催というのは成田線の時刻を考慮しまして、この時間にしております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（甲斐俊光君） この点につきまして、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

登庁時には付ける、帰る時には消すというのを会派内で徹底してください。

執行部との懇親会についてもよろしくお願いいたします。

以上で説明は終わりました。全体を通して何かございますか。

○委員（船橋優君） さっきの5名の定年の人教えてください。名前はいいけど、どこの部長か。

○事務局長（佐野哲也君） 健康福祉部長、子ども部長、生涯学習部長、都市部長、消防長です。

○委員（深井優也） 我孫子市議会の先例・申し合わせ事項の第8章の規律の1のところ、ネクタイ、上着着用、議員章は着用を必須とする規定のところについて、ちょっと見直しをして行くのはどうかなというところの意見になります。

本市の執行部において、既に軽装勤務が通年実施をされているため、ネクタイ着用の義務は撤廃されています。これホームページにも載っているとおり、柔軟な服装対応がされるようになるのかなというところで、一方で私達議員は依然としてネクタイ着用とかが必須とされているというところで、なかなかその整合性が合わないのかなというふうに思っています。

他の自治体でも服装規定の見直し進んでいるし、近年の気候変動っていうところの気温変化もね、かなり著しくなっていますので、議員の健康管理の観点からも、柔軟な服装対応は必要かなと思っていますということで、この本規則を廃止して、執行部と同様にTPOに合わせた対応という方針を採用するのはどうかなという提案です。

お願いします。

○委員長（甲斐俊光君） この点につきまして何かご意見ございますか。この点については今日初めて出た案件ですので、各会派持ち帰りの上、協議していただいて次回の議会運営委員会までにご意見等よろしくお願いいたします。

○委員（深井優也君） すみません、追加でなんですけど、ちょっと事前に議会事務局の方にはお

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

話聞いてたんですけども近隣市の状況とかっていうのはどんな感じかって、報告していただけませんか。

○事務局次長補佐（佐藤希君） 近隣市の調査結果なんですけれども、野田市は我孫子と一緒に1月から4月は、上着、ネクタイは着用ということです。それ以外の市、東葛に確認したんですけども松戸市は、上着は着用でネクタイは議員に任せている、ということです。柏市、流山市、鎌ヶ谷市の3市は全て議員に任せている、自由です、ということでした。

ただ、委員長報告ですとか一般質問で登壇する場合はネクタイを着用されているケースが多いということなんですけれども、全て議員の判断に任せているということでした。

野田市が今の我孫子市と同じような対応、それ以外は議員の判断に任せて自由というふうにしていくということでした。

以上です。

○委員長（甲斐俊光君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（甲斐俊光君） ないものと認めます。

以上で本委員会を散会いたします。

午後1時58分散会